

南相馬市手話言語の普及及び障がい者コミュニケーション支援条例

言語は、人々が交流し、情報を伝達し、お互いの感情を理解し合い、コミュニケーションを図るための手段であり、欠かすことのできないものである。

手話は、ろう者にとって、物事を考え、相手に思いを伝え、お互いに理解し合うために、大切に育んできたコミュニケーション手段である。

しかし、これまで手話が言語として認められてこなかったことや、手話を使用することができる環境が整えられてこなかったことなどから、ろう者は、多くの不便や不安を感じながら生活してきた。

こうした中、障害者基本法の改正により手話は言語であると位置づけられ、手話を利用しやすい環境の整備が求められている。

また、障害者の権利に関する条約は、コミュニケーションには手話を含む言語、文字の表示、点字、音声、平易な言葉、朗読等による多様な手段があると規定し、障害者基本法においても、コミュニケーション手段の選択と利用の機会の確保が求められている。

このような背景を踏まえ、言語としての手話の普及とろう者への理解の促進を図るとともに、障がいの特性に応じた多様なコミュニケーション手段の普及を促進することにより、全ての市民が互いに人格と個性を尊重し合いながら、共に生きる社会を実現するため、この条例を制定する。

(目的)

第1条 この条例は、手話は言語であるとの認識に基づき、手話の普及をはじめとする障がいの特性に応じたコミュニケーション手段の普及促進について、基本理念を定め、市の責務並びに市民及び事業者の役割を明らかにするとともに、市が推進する施策の基本的事項を定めることにより、全ての市民が共に生きる地域社会を実現することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 障がい者 身体障がい、知的障がい、精神障がい（発達障が

いを含む。) その他の心身機能の障がいがある者であって、障がい及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるものをいう。

- (2) ろう者 手話を言語として利用して日常生活又は社会生活を営む者をいう。
- (3) 手話等 手話、要約筆記、空書、指文字、筆談、身振り、絵図、点字、音訳、代読、平易な表現その他の障がい者が日常生活又は社会生活を営む上で使用するコミュニケーションのための手段をいう。
- (4) 社会的障壁 障がいがある人にとって日常生活又は社会生活を営む上で障壁となるような社会における事物、制度、慣行、観念その他一切のものをいう。
- (5) 合理的な配慮 社会的障壁を取り除くために、状況に応じて行われる必要かつ適当な変更及び調整であって、その実施に伴う負担が過重でないものをいう。
- (6) コミュニケーション支援者 手話通訳者、手話奉仕員、要約筆記者、要約筆記奉仕員、朗読奉仕員、点訳者その他障がい者の意思疎通の支援を行う者をいう。

(基本理念)

第3条 第1条に規定する地域社会の実現は、次に掲げる理念を基本として推進するものとする。

- (1) 手話の理解及び普及は、手話が独自の言語体系を有する文化的所産であって、ろう者が心豊かな日常生活及び社会生活を営むために大切に受け継がれてきた言語であるとの認識の下に推進されなければならない。
- (2) 障がいの特性に応じたコミュニケーション手段の選択と利用の促進は、障がいのある人とない人とが相互の違いを理解し、互いに人格と個性を尊重することを基本として行わなければならない。

(市の責務)

第4条 市は、前条に定める基本理念(以下「基本理念」という。)に基づき、手話が言語であることの理解の推進、手話等の理解及び普及の促進並びに手話等を使いやすい環境の整備を図るとともに、手話等の利用の促進に関する施策を推進するものとする。

2 市は、その事務又は事業を行うに当たり、障がい者が障がいの特性に応じたコミュニケーション手段を利用できるようにするため、合理的な配慮を行うものとする。

(市民の役割)

第5条 市民は、基本理念に対する理解を深め、市が推進する施策に協力するよう努めるものとする。

(事業者の役割)

第6条 事業者は、基本理念に対する理解を深め、市が推進する施策に協力するよう努めるとともに、障がい者が利用しやすいサービスの提供及び働きやすい環境の整備に努めるものとする。

(施策の推進)

第7条 市は、次に掲げる施策を総合的かつ計画的に実施するものとする。

- (1) 手話等の理解及び普及に関すること。
- (2) 手話等による情報の発信及び取得に関すること。
- (3) 手話等による意思疎通の支援に関すること。
- (4) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

2 市は、推進に当たっては、市が別に定める障がい者の福祉に関する計画との整合性を図るものとする。

(手話を学ぶ機会の確保)

第8条 市は、県、ろう者、手話通訳者、手話奉仕員及び手話を使用することができる者と協力し、市民が手話を学ぶ機会の確保を図るものとする。

(学校における手話等の普及)

第9条 市は、手話等の理解及び普及の促進を図るために、学校において手話等に関する学習の機会の提供その他児童、生徒、教職員等が手話等に親しむために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

2 市は、学校において手話等を必要とする児童又は生徒がいる場合に、必要な支援を受けられるよう努めるものとする。

(コミュニケーション支援者の確保及び養成等)

第10条 市は、コミュニケーション支援を行うため、関係団体と協力して、コミュニケーション支援者の確保及び養成並びに技術の向上を図るものとする。

(災害時の対応)

第11条 市は、災害時において、障がい者等に対し、情報の取得及び意思疎通の支援に必要な措置を講ずるものとする。

(情報通信技術の活用)

第12条 市は、この条例に定める施策に関し、IT等情報通信の技術を活用するよう努めるものとする。

(財政上の措置)

第13条 市は、手話等に関する施策を推進するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

(委任)

第14条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し、必要な事項は市長が別に定める。

附 則

この条例は、令和3年4月1日から施行する。